

答 申 書

平成24年12月3日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



平成24年11月6日付け新広総第183号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

1 新潟県後期高齢者医療広域連合の構成市町村が行う敬老事業のために新潟県後期高齢者医療広域連合が保有する個人情報を当該市町村へ提供するもの

(1) 実施機関以外のものに個人情報を目的以外の目的のために提供すること（個人情報保護条例第8条第2項）

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合の構成市町村が行う敬老事業のために新潟県後期高齢者医療広域連合が保有する個人情報を当該市町村へ提供することは、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。
--------	--

(2) 個人情報を提供した場合の本人への通知をしないこととすること（個人情報保護条例第8条第4項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--